

2018年（平成30年）度事業計画書

2018年（平成30年）4月1日から
2019年（平成31年）3月31日まで

1. 2018年度研究助成等に関する事項

(1) 助成金の給付

2018年6月開催の定時理事会にて承認、決定された、助成対象者に対し、2018年6月末日までに助成金を給付する。

(2) 助成者数及び助成金総額

2018年度の研究助成規模は、5件、総額1,000万円とする。

2. 2019年度研究助成に関する事項

(1) 応募要項、申請書の公開と受付

応募要項、申請書をホームページ上に公開するとともに、申請の受付を行う。受付期間は、2018年10月1日～12月末日までとする。

(2) 選考委員会による選考

2019年2月開催の選考委員会において、助成対象者の選考を行う。

(3) 研究助成対象者の決定と発表

選考委員会にて選考した助成対象者を2018年3月開催の定時理事会にて承認、決定する。また、助成対象者が決定次第、本人へ通知するとともに、ホームページ上に研究課題名と申請者名を発表する。

(4) 助成者数及び助成金総額

2018年度の研究助成規模は、5件、総額1,000万円を上限とする。

3. 2019年度シンポジウム等助成に関する事項

(1) 応募要項、申請書の公開と受付

応募要項、申請書をホームページ上に公開するとともに、申請の受付を行う。受付期間は、2018年10月1日～12月末日までとする。

(2) 選考委員会による選考

2019年2月開催の選考委員会において、助成対象者の選考を行う。

(3) シンポジウム等助成対象者の決定と発表

選考委員会にて選考した助成対象者を2018年3月開催の定時理事会にて承認、決定する。また、助成対象者が決定次第、本人へ通知するとともに、シンポジウム等の名称、開催時期、連絡先をホームページ上発表する。

(4) 助成者数及び助成金総額

2019年度の研究助成規模は、2件、総額200万円を上限とする。

II. 奨学金給付事業

1. 2018年度奨学金給付に関する事項

(1) 奨学金の給付

2018年3月開催の定時理事会にて承認、決定された、奨学金給付対象者に対し、2018年4月度より奨学金を給付する。

(2) 奨学金給付者数及び奨学金総額

2018年度の奨学金規模は、2名、総額50万円を上限とする。

2. 2019年度奨学金給付に関する事項

(1) 応募要項、申請書の発送と受付

応募要項の送付先を選定し、応募要項と申請書を発送するとともに、申請の受付を行う。受付期間は、2018年10月1日～12月末日までとする。

(2) 選考委員会による選考

2019年2月開催の選考委員会において、2019年度の奨学金給付対象者の選考を行う。

(3) 奨学対象者の決定と発表

選考委員会にて先行した奨学給付対象者を2019年3月開催の定時理事会にて承認、決定する。また、奨学対象者が決定次第、本人へ通知するとともに、ホームページ上に所属学校名を発表する。

(4) 奨学金給付者数及び奨学金総額

2019年度の奨学金規模は、4名、総額100万円を上限とする。

III. 講演会、シンポジウム等の開催に関する事業

1. 2019年講演会開催に関する事項

(1) 講演会の開催準備

2019年度に実施する2017年度、2018年度に研究助成を受けた研究成果の発表する講演会開催の準備を行う。

IV. その他

1. 広報活動

(1) ホームページによる情報発信

ホームページにおいて、この財団の事業の運営状況の公表を行うとともに、事業運営に係る情報を発信する。

2. 公益法人への移行

(1) 公益法人移行申請準備

公益法人移行のための諸規定を整備を行う。

(2) 公益法人移行

定期理事会及び、定期評議会において、定款変更に関する決議を行う。内閣府に公益認定申請を行う。

以上